

会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の  
建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領

平成 14 年 6 月 17 日土木部長通知

平成 21 年 3 月 9 日総務部長通知

(目的)

第 1 条 この要領は、「工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱（平成 20 年 3 月 28 日総務部長依命通達）」（以下「要綱」という。）第 4 条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定された者（以下「有資格業者」という。）であって会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者（以下「更生決定者」という。）の建設工事等入札参加資格（以下「資格」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

なお、民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者についても、これを準用するものとする。

(届出等)

第 2 条 更生決定者は、更生手続きの開始の決定を受けた日（以下「更生決定日」という。）以降、速やかに次の書類を知事に提出しなければならない。書類の準備に時間を要する場合、(1)および(2)の提出を優先すること。

(1) 入札参加資格審査事項変更届

(2) 更生手続き開始決定書の写し

(3) 更生決定時以降に定款、代表者または受任者等に変更があった場合は、当該事項を証明する書類

(4) 更生手続き開始の登記をした商業登記簿謄本

2 更生決定者は、知事に資格の再審査の申請（以下「再申請」という。）をすることができる。

3 更生決定者は、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(受付機関)

第 3 条 前条の届出及び申請は、当該有資格業者の主たる営業所の所在地が県内である場合は管轄の各建設事務所において、県外である場合は総務部入札監理課において受付を行う。

(提出書類等)

第 4 条 再申請者は次に掲げる書類を持参して提出するものとする。

ア 建設工事等入札参加資格審査申請書および所定の審査書類一式

イ 会社の再建および今後の営業に関する申立書（別紙様式）（以下「申立書」という。）

2 建設工事等入札参加資格審査申請書における各書類は、更生決定日を審査基準日として作成するものとする。

3 再申請者は、申立書に次に掲げる次項を記載するものとする。また申立事項の参考となる資料を提示するものとする。

- ア 今後の資金調達の見通し
- イ 技術者の雇用状況等施工体制
- ウ 下請業者、資材業者等との協力状況
- エ 建設機械、労務者の確保の状況
- オ 福島県内における営業方針
- カ 更生計画の実施状況
- キ その他必要な事項

(資格審査の方法)

第5条 建設工事の資格審査における客観的事項は、更生決定日を審査基準日とする経営事項審査に基づくものとし、更生決定日以外を審査基準日とする経営事項審査に基づくことは認めないものとする。

- 2 建設工事の資格審査における主観的事項は、原則として変更しないものとする。

(資格の再認定)

第6条 「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）」の第1に掲げる事項に該当する場合又は資格を認定するにあたり必要なその他の要件を満たさない場合は、当該資格の再認定を行わないものとする。

- 2 前項に該当する者以外の者については資格を再認定するものとする。なお建設工事の資格認定にあたっては前条により算定した総合点数及びそれに対応する等級を付するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、再申請後において更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合は、資格の再認定を行わないこととする。ただし、会社更生法第50条第1項の規定によって中止した再生手続がある場合は、この限りでない。

(結果の通知)

第7条 総務部入札監理課長は、再審査の結果について申請者に通知するものとする。

- 2 総務部入札監理課長は、前条第2項の規定により資格の再認定を行ったときは工事等請負有資格業者名簿を修正するとともに、各部局主管課長に対し再認定を行った旨を通知するものとする。

(資格の取扱い)

第8条 発注者は、有資格業者が更生手続開始の申立を行ったときから、資格が再認定されるまでの期間において、当該有資格業者を指名選考の対象とすることを差し控えるものとする。

- 2 資格の再認定後は、更生決定者を通常の有資格業者と同様に取扱うものとする。なお、申立書の内容を参考にする場合には、入札監理課に写しの送付を依頼するものとする。
- 3 有資格業者が、指名通知日以降入札執行日までの間に、会社更生法による更生手続開始の申立をした場合、発注者は、当該有資格業者の指名を取り消すものとする。

附則 この要領は、平成14年6月17日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

附則 この要領は、平成20年4月1日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

附則 この要領は、平成21年4月1日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

附則 この要領は、令和3年4月1日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

(別紙様式)

会社の再建及び今後の営業に関する申立書

年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所  
申立人 商号又は名称  
代表者職・氏名

会社更生法に基づく更生手続き開始の決定をうけて、福島県建設工事等入札参加資格の再審査を申請するにあたり下記のとおり申し立てます。

記

ア 今後の資金調達の見通し

イ 技術者の雇用状況等施工体制

ウ 下請業者、資材業者等との協力状況

エ 建設機械、労務者の確保の状況

オ 県内における営業方針

カ 更生計画の実施状況

キ その他必要な事項

(裏面) 記入上の注意

- 1 申立事項は別紙によることも可とする。
- 2 各申立事項は、更生手続き開始決定時点以降の経営状況の変化および今後の見通しを主眼において記載すること。また各申立事項に関して必要な資料を提示すること。
  - (1) アには、主に以下の事項を記載すること。
    - ア 資本金の減資予定及び出資者の見通し
    - イ 運転資金の調達方法
    - ウ 金融機関との協力体制
  - (2) イには、主に以下の事項を記載すること。
    - ア 技術職員についての雇用状況
    - イ 未完成工事の進捗状況等
  - (3) ウには、主に以下の事項を記載すること。
    - ア 下請業者、資材業者との協力体制および支払状況
  - (4) エには、主に以下の事項を記載すること。
    - ア 建設機械保有状況
    - イ 労務者の状況および雇用条件等
  - (5) オには、主に以下の事項を記載すること。
    - ア 営業地域及び営業分野等の方針
    - イ 営業所の整理統合等があればその状況(福島県に關係する営業所のみでよい)
  - (6) カには、主に以下の事項を記載すること。
    - ア 債務整理の状況
    - イ 子会社等連鎖倒産の可能性(当該子会社等が福島県の資格を有する場合)
    - ウ 今後の受注の見通し
    - エ 更生手続き申請以後の受注状況
  - (7) キには、その他、特に申し立てるべき事項があれば記載すること。